

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「本センター」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、本センターの主旨に賛同する団体又は個人で、理事会が承認したものとする。

(会員の受益)

第3条 賛助会員は、本センターの行う事業による成果を受益することができる。

(入会)

第4条 新たに賛助会員になろうとする者は、別に定める申込書により申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を議決し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、理事会が定める賛助会費を本センターの事業年度開始後、速やかに納入するものとする。

2 賛助会員は、賛助会費を当該事業年度の末日までに納入しないときは、その資格を喪失する。

(会費の使途)

第6条 賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第7条 賛助会員は、別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会においてこれを除名することができる。

(1) 本センターの定款又は規程に違反したとき。

(2) 故意に、本センターの事業を妨げ又は名誉を傷つける行為をしたとき。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規程は、本センターの設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年11月27日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。